

## <報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和 5年 6月 1日

### 「空き家コーディネーター」にご相談ください！ － 空き家相談の総合窓口を開設しました －

埼玉県では、昨年度に引き続き空き家の所有者や活用希望者等からのご相談に対応するため、空き家相談の総合窓口を開設しました。

専門的な知識や経験を持つ「空き家コーディネーター」が、空き家の相続、売却、賃貸、利活用など、ご相談内容に応じて、解決に向けた具体的な手法の提案や各種専門家の紹介、空き家に関連する費用の試算、所有者と活用希望者とのマッチングなどを行います。

ご相談は原則無料ですので、是非「空き家コーディネーター」にご相談ください。

#### 1 相談窓口の概要

- 相談窓口 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会  
(「空き家コーディネーター」)
- 電話番号 0120-157-393 (フリーダイヤル)
- 受付時間 午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで  
(土・日・祝・12月29日から1月4日までを除く)
- 相談費用 無料  
※ただし、ご相談内容によって、弁護士、税理士、建築士など各種専門家への相談や業務依頼は、一部有料となる場合があります。
- 開始日時 令和5年6月1日(木)午前9時

#### 2 相談者

- 埼玉県内に所在する空き家の所有者等  
(空き家を所有することが見込まれる方及びその関係者を含む。)
- 埼玉県外に所在する空き家を所有する埼玉県民  
(空き家を所有することが見込まれる方及びその関係者を含む。)
- 埼玉県内に所在する空き家の活用希望者

### 3 相談内容（例）

- 空き家の相続、管理、賃貸、売却、解体などに関するご相談
- 空き家の活用希望者からの空き家の活用に関するご相談

### 4 相談窓口について

対面形式の相談窓口やホームページからのお問い合わせなど、お電話以外の相談窓口も順次開設してまいります。詳細については、県ホームページをご確認ください。

（県ホームページアドレス）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/akiyataisaku3.html>